

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

一. 広州で全国初の知的財産審理技術調査官制度セミナーが開催

1. はじめに

2017年11月17日、広州知識産権法院は、広州で「全国知的財産審理技術調査官制度セミナー」を開催した。該セミナーには全国各地の法院の知的財産審理廷関係者らが出席し、知的財産訴訟における技術調査官の役割、選任、育成及び鑑定専門家と協力した品質向上等、多数の問題について発表を行った。以下、技術調査官制度及びいくつかのサイト

(http://www.cipnews.com.cn/Index_NewsContent

[.aspx?NewsId=104013](#) 等) で報道されたセミナー内容を紹介する。

2. 中国における技術調査官制度

中国における技術調査官制度は、知識産権法院の訴訟活動を効率化するために、2014年12月31日に発行された「最高人民法院による知識産権法院技術調査官の訴訟活動への参与における若干問題に関する暫定規定（以下、暫定規定という）」によって確立された。技術調査官は司法補助人員に属し（暫定規定1条）、裁判官が案件審理において技術事項を調査するのを助ける。より具体的には、裁判官の要求に基づき以下の職責を遂行する（暫定規定6条）。

- (1) 訴訟文書及び証拠資料を査閲し、技術事実の争点を明確にする。
- (2) 技術事実の調査範囲、順序、方法について提案する。
- (3) 証拠調査収集、現場検証、保全に参加し、その方法、手順等について提案する。
- (4) 尋問、審問、法廷審理に参加する。
- (5) 技術審査意見を提出し、合議体の評議に出席する。

(6) 必要に応じて、裁判官に協力し、鑑定人、技術分野の専門家を組織して鑑定意見、専門家意見を提出する。

(7) 裁判官が担当させるその他の関連業務を行う。

裁判官は、技術審査官が提出した技術問題に対する意見を技術事実認定の参考にすることができる（暫定規定9条）。なお、技術調査官は議決権を有しない（暫定規定8条2項）。

なお、2017年8月には、「知識産権法院技術調査官選任業務指導意見（試行）（以下、指導意見という）」が発行され、「審理業務の必要に応じて、資格条件を満たす専利行政管理等部門の専門技術者は、知識産権法院に1～2年出向し、その期間に技術調査官を担当できる」と規定された（指導意見2条2項）。但し、「技術調査官は主に、機械、化学、光学、材料、電子情報、コンピュータ、医薬、生物等分野で生産、管理、審査又は研究に従事する専門技術者から採用される」とも規定されており（指導意見4条）、技術調査官は必ずしも審査経験を有することが前提とはなっていない。

3. セミナー内容

該セミナーは、「司法審理における技術調査官」、「技術調査官の役割及び関連問題」、「各地の技術調査官の経験紹介」の3つの大テーマに分かれ、更にその中で、以下のような内容が説明された。

(1) 「司法審理における技術調査官」

・司法文脈下における技術事実調査の仕組みの紹介とその改善パスの分析

・技術調査官制度と証拠制度のリンク問題

・上海知識産権法院技術調査官の出廷状況

・技術調査官の挙証、検証における作用

(2) 技術調査官の役割及び関連問題

・技術調査官の改善に関する提案

・知的財産分野での技術調査官選任の課題と考え

・技術調査官選任と育成における考え方と提案

(3) 各地の技術調査官の経験紹介

・武漢、南京、蘇州、杭州等法院の知的財産案件における技術調査官制度の運用状況

・台湾、日本における技術調査官制度の研究

セミナー後、主催者である広州知識産権法院技術調査室担当者は、高度技術案件を公正に処理するため、知的財産裁判官の技術化（技術に習熟する）と、技術調査官の法律化（法律を体系的に学ぶ）が未来の専利権審理人員発展の趨勢であるとまとめた。

4. 終わりに

該セミナーは、今年8月の最高人民法院院長による知識産権法院活動総括と同様、知識産権法院の整備に向けた政府の取組みの一つと考えられる。特に、過去報道で新たな知識産権法院を設立する予定とされる武漢、南京、蘇州の知識産権法院から、技術調査官制度の運用状況が報告された点は興味深く、知識産権法院設立の準備が着実に進んでいるように感じられる。このように知的財産制度の整備が進み、当事者が利用しやすくなることによって、中国における知的財産の価値がより一層高まることになろう。

二. 中国が医薬品特許リンク制度の確立を模索

1. はじめに

近日、国务院弁公庁は、「審査制度改革を深化し医薬品医療器械のイノベーションを奨励することに関する意見」（以下、意見という）を発表し、その中で、国家食品医薬品監督管理総局が2017年5月12日に発表した「医薬品医療器械イノベーションを奨励しイノベーター権益を保護する関連政策（意見募集稿）」（以下、関連政策という）の医薬品リンク制度について再度強調した。以下、該意見及び該関連政策の概要を説明する。

2. 該意見の概要

国务院弁公庁は、該意見において医薬品特許リンク制度の確立の模索について以下のよう

に規定している。
医薬品登録申請者が登録申請を行うとき、関係する関連特許及びその権利帰属状態を説明し、所定期間内に関連医薬品特許権者に告知しなければならない。専利権に紛争が存在する場合、当事者は法院に提訴することができ、その期間医薬品の技術審査は停止しない。技術審査を通った医薬品について、食品医薬品監督管理部門は、法院の有効な判決、裁定又は調解書に基づいて、販売許可するかどうかの決定を下す。一定期間を超えても有効な判決、裁定又は調解書が得られない場合、食品医薬品監督管理部門は販売を許可できる。

3. 該関連政策の概要

該関連政策では、医薬品特許リンク制度の実施について、以下のよう

に規定している。
医薬品登録申請者が、関連医薬品が特許侵害とならないと声明した場合、登録申請後

20 日以内に関連医薬品特許権者に告知しなければならない。関連医薬品特許権者がその専利権が侵害されていると考える場合、申請者の告知を受け取った後 20 日以内に司法機関へ特許侵害訴訟を提起し、医薬品審査機構に告知しなければならない。医薬品審査機構は、司法機関の特許侵害立案の関連証明文書を受け取った後、最長で 24 か月を超えない審査待ち期間を設置することができる。この期間、既に受理した医薬品の技術審査業務を停止しない。この待ち期間中、もし双方が和解又は司法機関が侵害/非侵害の有効な判決をした場合、医薬品審査機構は双方の和解又は司法機関の関連する有効な判決に基づき、医薬品販売を許可又は不許可にする。審査待ち期間を超えても、司法機関が侵害の判決を出さない場合、医薬品審査機構は医薬品販売を許可できる。

4. おわりに

医薬品特許リンク制度は、権利者へ告知することによって紛争を積極的に解決する仕組みであり、医薬品業界の特許の活用方法が大きく変わることになるため、その動向には引き続き注意が必要である。

三. 知的財産判例紹介

1. はじめに

最近判決が下された知的財産関連訴訟 2 件について、以下、その概要を紹介する。

2. ゲーム企業がゲームライブ放送したライブ企業を提訴した訴訟（広州知識産権法院（2015）粵知法著民初字第 16 号）

・案件概要：

広州網易コンピュータシステム有限公司（以下、網易公司という）は、広州華多ネットワーク科技有限公司（以下、華多公司という）が経営する YY ゲームライブ放送サイト等のプラットフォームにより、網易公司の「夢幻西遊 2」（係争ビデオゲーム）のゲーム内容がライブ放送、録画放送、中継されていることに気付き、交渉不調を経て、2014 年 11 月 24 日、広州知識産権法院に訴訟を提起した。

網易公司は、係争ビデオゲームがコンピュータソフトウェア作品に属し、ゲームが行われている過程が表す連続画面は、映画を撮影するのに似た創作方法で創作された作品に属する。被告はそのオリジナル創作の成果を窃取し、合法的権利に損害を与えた、と主張した。

華多公司は、網易公司が権利者ではなく、係争ビデオゲームのライブ画面はプレイヤーがゲームをするときの操作により得られ、且つゲームライブ放送はネットワーク環境下での個人学習、研究及び鑑賞であるので、個人の合理的な使用に属する、と主張した。

・判決要旨：

法院は以下のように判断した。

係争ビデオゲームのような、大型で多人数参加するネットワークゲームは、その創作に開発者の心血が凝集されている。ゲーム画面はネットワークゲームという「総合体」の構成部分として、その例外ではない。もし、創作者がその作品について伝播を許諾する又は許諾しないという排他的権利を保護しなければ、開発者による権利の形成を奨励すること、それによる全社会での知的製品の創出を促進することの妨げとなる。

「夢幻西遊」、「夢幻西遊2」はネットワークゲームとして、コア内容はゲームエンジン及びゲームリソース DB を含み、ユーザが端末機器から操作した後、エンジンシステムがリソース DB の素材を用いて端末機器上に表示し、一連の連続した画面を生成するが、これらの画面は創作者の思想個性を表現し、且つ、有形形式で複製でき、この創作過程は「映画の撮影」の方法と類似するため、係争ビデオゲームが端末上に表示する連続画面は映画作品に似ていると認定でき、該作品の著作権は網易公司に帰属する。

・判決結果：

被告華多公司是ネットワークによりゲーム画面を伝播するのを停止し、原告の経済損失 2000 万元を賠償せよ。（該案件は現在一審判決が出たところであり、未だ終審ではない）

3. 機能的特徴排除条項の適用について（江蘇省高級人民法院（2016）蘇民終 291 号）

・案件概要：

SMC 株式会社は 2002 年 8 月 12 日に国家知識産権局へ「電磁弁」という名称の発明を特許出願し、2006 年 12 月 6 日に授権された。該特許番号は第 ZL02130310. X であり、現在有効である。SMC 株式会社は、神馳氣動有限公司が係争特許権の製品を製造、販売、販売の申し出をしていること、蘇州山耐斯氣動有限公司が係争専利権の製品を販売していることに気付き、法院に提訴した。本案の争点の一つは、請求項の一つの技術的特徴が機能的特徴かどうかであった。

原告 SMC 株式会社は、該技術的特徴が機能的技術特徴と認定されるべきではなく、仮に機能的特徴と認定されても、被疑侵害製品の対応する技術的特徴は、特許明細書の実施例に対応する技術的特徴と均等であると主張した。

被告神馳公司是、鑑定機構が出した鑑定意見に基づき、該技術的特徴は機能効果に過ぎず、一つ一つの各部品の中に相互関係がないため機能的技術特徴であり、明細書及び図面に記載された該機能又は効果の具体的な実施方式及びその均等の実施方式に基づき該技術的特徴の内容を確定する必要がある、また本案では、特許明細書の実施例の関連内容に基づいて、該技術的特徴は固定鉄心を含み、被疑侵害製品では、固定鉄心がないため、被疑侵害製品は該争点の技術的特徴と同一ではなく、また均等でもない、と主張した。

・判決要旨：

終審法院は以下のように判断した。

全ての機能又は効果で表される技術的特徴が機能的特徴というわけではない。請求項における機能又は効果で表される技術的特徴について、当業者が請求項を読んだ後、直接、明確に上述の機能又は効果を実現する具体的な実施方式を確定できる場合、該技術的特徴を機能的特徴と認定すべきではなく、つまり、該技術的特徴の内容は明細書に記載された該機能又は効果を実現する具体的な実施方式及びその均等の実施方式のみに限定させることはできない。

教科書、参考書等公知常識資料において、同一の機能又は効果を実現できる具体的な実施方式が記載されている場合には、「当業者が請求項を読んだ後、直接、明確に上述の機能又は効果を実現する具体的な実施方式を確定できる」状況であるため、「機能又は効果で表される技術的特徴」の技術内容とすることができる。

原告は、請求項のある技術的特徴が機能的特徴ではないことについて挙証責任を負う。

・判決結果：

神馳気動有限公司、蘇州山耐斯気動有限公司は、直ちに SMC 株式会社の係争特許権を侵害する行為を停止せよ。

神馳気動有限公司は判決の効力発生日から 10 日以内に SMC 株式会社の経済損失及び合理的な費用の合計 15 万元を賠償せよ。

以上

2018 年 1 月 29 日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com